

二

昭和二十三年七月二十二日附内閣總理大臣宛連合、
國最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、ここに昭和二十三年七月二十二日附内閣總理大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令を制定する。

第一條 任命によると雇傭によるとを問わず、國又は地方公共團體の職員^{（別）}の地位にある者へ以下公務員といい、これに該当するか否かの疑義については臨時人事委員會が決定する。一は、國又は地方公共團體に對しては同盟罷業、怠業的行為等の脅威を裏付けとする拘束的性質を帯びた、いわゆる團體交渉権を有しない。但し、公務員又はその團體は、この政令の制限内において個人的に又は團體的に、その代表を通じて請願し、又は苦情、意見、希望若しくは不満を表明し、且

つこれについて充分な話をなし、證據を提出することができるといふ意味において國又は地方公共團體の当局と交渉する自由を否認されるものではない。

二 給與、服務等公務員の身分に関する事項に関して、従前政府によつてとられたすべての措置の効力は、この政令で定められた制限の趣旨に照して解釈されるものとする。

三 現に黨属中の國又は地方公共團體を關係当事者とするすべての辭^{（別）}旋、調停又は仲裁に関する手續は、中止される。

第二條 公務員は、何人といえども、同盟罷業又は怠業的行為をなし、その他國又は地方公共團體の業務の運営能率を阻害する爭議手段をとつてはならない。

公務員でありながら前項の規定に違反する行為をした者は、國又は地方公共團體に對し、その保有する任命又は雇傭上の權利をもつて行使することができない。

第三條 第二條第一項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から、これを施行する。
- 2 この政令は、昭和二十三年七月二十二日附内閣総理大臣宛連合國最高司令官書簡に言う國家公務員法の改正等國會による立法が成立実施されるまで、その效力を有する。